

平成19年11月12日

粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから 青少年を守るための取組について

～「八都県市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会（仮称）」の設置～

神奈川県知事 松沢 成文

広く社会に浸透している家庭用ゲームソフトは、健全な娯楽として、またコミュニケーションを図るツールとして有用なものが多い反面、一部には、粗暴性、残虐性を有する表現が含まれているものもあり、青少年の健全な育成にとって、その影響が懸念されております。

このため、本県では一昨年6月、「グランド・セフト・オートⅢ」を全国で初めて「有害図書類」に指定し、青少年保護育成条例に基づく販売等の規制などを行っております。

他方で、家庭用ゲームソフトの制作、販売に係る業界関係団体においては、昨年3月に新たな「年齢別レーティング制度」を創設し、18才以上のみ対象とする区分（10月11日現在26作品）を設け、これを基に販売規制を行うなど自主的な取組が進められております。

そうした中で、続々と制作、販売される家庭用ゲームソフトを各自治体が、個々にチェックしていくことには即応性などの面で課題があり、また、自治体と関係業界が連携を図らないまま、個々に規制を行って行けば、販売店舗や消費者に混乱を招くおそれもあります。

そこで、

- 1 粗暴性・残虐性を有するゲームソフトから青少年を守ることを目的として、「家庭用ゲームソフトの販売、規制等に係る者が一堂に会し、意見や情報を交換し、その成果をそれぞれの取組に活かしていく場」を、八都県市が中心となって創設するとともに、
- 2 国や関係業界団体等に対し、別紙（案）により、こうした協議、意見交換の場への参加を広く呼びかけていく

ことを、提案します。

(案)

八都県市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会への参加について

広く青少年に普及している家庭用ゲームソフトは、健全な娯楽として、また、コミュニケーションを図るツールとして有用なものが多い反面、一部には、粗暴性、残虐性を有する表現が含まれているものもあり、青少年の健全な育成にとって、その影響が懸念されています。

このため、首都圏の各自治体では、現在、一部の家庭用ゲームソフトに対して、条例に基づく販売規制などにより、粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから青少年を守るための取組を進めているところです。

一方で、家庭用ゲームソフトの制作、販売に係る業界においては、特定非営利活動法人 コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が昨年3月に創設した新たな「年齢別レーティング制度」を活用し、販売規制が実施されております。

こうした自治体や業界の取組は、いずれも粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから青少年を守るという共通の目的を持って進めているものでありますが、それぞれの連携を図ることにより、さらに実効性が確保され、一層の成果をあげられるものと考えております。

そこで、首都圏を構成する八都県市では、この度、粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから青少年を守るため、ゲームソフトの販売、規制等に係る者が一堂に会し、それぞれの取組に関する情報や意見を交換する場として、「八都県市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」を創設したいと考えております。

つきましては、貴団体（社）におかれましては、首都圏の青少年を取り巻く社会環境の健全化の促進に向けて、是非、この協議会の趣旨をご理解いただき、ご参加下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 年 月 日

〔別紙「八都県市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」の構成（案）に掲げる団体の代表者又は有識者〕 様

八都県市首脳会議

座長 千葉県知事 堂本 暁子

埼玉県知事 上田 清司

東京都知事 石原 慎太郎

神奈川県知事 松沢 成文

横浜市長 中田 宏

川崎市長 阿部 孝夫

千葉市長 鶴岡 啓一

さいたま市長 相川 宗一

「八都縣市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会」の構成（案）

（構成団体）

区分		団体名
ゲーム	審査	NPO法人 コンピュータエンターテインメントレーティング機構
関係業	規制	社団法人 コンピュータエンターテインメント協会
界団体	販売	日本テレビゲーム商業組合
販売店	家電量販店	
八都 市	埼玉県	
	東京都	
	千葉県	
	神奈川県	
	横浜市	
	川崎市	
	千葉市	
	さいたま市	

（オブザーバー）

有識者	青少年やメディア等の問題に専門的な見識を有する方々
国	内閣府
	経済産業省

※ 家電量販店及び有識者の具体的な対象者（団体）、その他上記以外の対象者（団体）については、八都縣市青少年行政主管課長会議において調整の上、適宜、参加を呼びかける。

粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから青少年を守るための取組について
～八都県市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会(仮)の設置について～

【現状と課題】

■八都県市及び業界の取組

主体	取組	粗暴性・残虐性を有するゲームソフトへの対応	実効性の確保
東京都 埼玉県、千葉県、神奈川県		「表示図書類」とし、販売等しない努力義務を課す 「有害図書類」とし、販売等を禁止（個別指定）	職員の「立入調査」 等による指導・調査 など
家庭用ゲームソフト関係業界		CEROが「年齢別レーティング」制度に基づき審査	CEROの「レーティング」制度を活用した販売自主規制

■課題

- ・ 自治体が、ある家庭用ゲームソフトを「有害図書類」として指定するには、販売後に有害と思われるソフトを個々にチェックし、条例、規則に照らし合わせ、その有害性等を判断する必要がある、即応性などの面で課題が残る。
- ・ 自治体と業界が連携を図らずに、個々に家庭用ゲームソフトの規制を行っている場合は、それぞれの取組の実効性が高まらず、また、販売店舗や消費者に混乱を招くおそれもある。

参加

八都県市 青少年を守るためのゲームソフトに関する協議会(仮称)

- 目的 この協議会は、関係自治体、業界、それぞれが持っている「粗暴性・残虐性を有する家庭用ゲームソフトから青少年を守るための取組」に関する情報等を持ち寄り、協議、意見交換を行うことで、共通認識を持ち、その成果を持ち帰り、それぞれの取組に活かすことを目的とする。
- 構成 八都県市青少年行政主管部局、CESA、CERO、日本テレビゲーム商業組合、家電量販店 等（ワザパー）有識者、内閣府、経済産業省等
- 協議・意見交換の内容
 - ・ レーティング制度の運用状況や販売店舗等における自主規制の状況
 - ・ 各自治体のゲームソフトに対する取組の状況 など

青少年を取り巻く社会環境の健全化の促進